

身体的拘束最小化のための指針

医療法人博仁会

志村大宮病院

令和4年4月1日 制定

令和6年4月1日 改定

令和8年4月1日 改定

第1章 総則

第1節 目的

本指針は、利用者・患者の尊厳を守り、身体的拘束および行動制限全般の最小化を図るための基本的考え方、体制、実施手順、薬物療法の適正使用、教育・研修および相談体制について定め、安全で安心できる医療・介護の提供を目的とする。

第2節 基本理念

1. 身体的拘束および行動制限は、利用者・患者の尊厳を著しく損なう行為であり、緊急やむを得ない場合を除き行わない。
2. 利用者・患者の安全と権利を両立させ、身体的拘束を行わない組織風土を醸成する。
3. 尊厳保持を基本とし、本人の意思・主体性を尊重したケアを提供する。
4. 身体的拘束の廃止に向け、多職種協働により代替手段の検討と実践を継続する。
5. 身体的拘束は、身体機能低下、せん妄、転倒リスク増加、不安・恐怖、認知機能低下など、利用者・患者の心身に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分認識する。
6. 身体的拘束ゼロのみを目的とするのではなく、利用者・患者の安全、尊厳、生活の質（QOL）を総合的に評価し、最小限の制限となるよう支援する。

第2章 身体的拘束および行動制限の基本的考え方

第1節 身体的拘束の定義

身体的拘束とは、医療法施行規則等に基づき、利用者・患者の身体的自由を制限する行為をいう。

また、身体的拘束のみならず、行動制限、隔離的対応、過度な薬物使用等、利用者・患者の自由や主体性を制限する行為についても最小化を図る。

第2節 身体的拘束に該当する行為

以下の行為は身体的拘束に該当する。

1. ミトン型手袋の装着
2. 四肢抑制帯の使用
3. 車椅子・椅子への固定
4. ベッド柵による行動制限
5. 介護衣（つなぎ服）等による行動制限

6. 自由に開けられない居室等への隔離
7. 点滴・経管栄養等の自己抜去防止目的の抑制
8. 行動制限を目的とした過鎮静

第3節 身体的拘束に該当しない行為

以下については、一定の条件を満たす場合、身体的拘束には該当しない。

1. センサークリップのみの使用
容易に外すことが可能であり、運動制限を伴わない場合。
2. 処置・移動時の短時間固定
本人または家族の同意を得て、職員が常時付き添い、処置終了後速やかに解除する場合。
3. 訓練目的の車椅子固定
リハビリテーション等の訓練目的で、本人同意のもと訓練時間内のみ使用し、活動制限を伴わない場合。

第4節 行動制限全般の最小化

身体的拘束以外の行動制限についても最小化を図る。

以下の行為は、原則として行わない。

1. ナースコールの取り上げ
2. 過剰なベッド柵の使用
3. 不必要な離床制限
4. 外出・外泊の過度な制限
5. 部屋移動による隔離的対応

実施が必要な場合は、本人の状態、安全性、代替手段の有無等を慎重に評価し、必要最小限とする。

第5節 緊急やむを得ない場合の例外三原則

身体的拘束を行う場合は、以下の3要件をすべて満たす場合に限る。

1. 切迫性
利用者・患者本人または他の利用者・患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. 非代替性
身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
3. 一時性
身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

第3章 身体的拘束廃止に向けた基本方針

第1節 必要性の評価

身体的拘束の必要性については、医学的・看護的・介護的観点から十分に評価し、身体的拘束およびその他の行動制限の低減に努める。

認知症、高齢者せん妄、BPSD等に対しては、環境調整、コミュニケーション、生活リズム調整等の非薬物的介入を優先する。

第2節 実施時の原則

やむを得ず身体的拘束を行う場合は、以下を原則とする。

1. 医師を含む多職種で十分に検討する。
2. 本人および家族へ説明し同意を得る。
3. 身体的拘束に代わる方法を十分に検討する。
4. 身体的拘束による不利益と、身体的拘束を行わない場合のリスクを比較検討する。
5. 医師の指示のもと実施する。

本人または他の利用者・患者等の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体拘束最小化委員会を中心に十分な検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たした場合のみ実施する。

第3節 実施後の対応

1. 実施状況および経過を記録する。
2. カンファレンスを行い、継続の必要性を再評価する。
3. 身体的拘束実施中は、毎勤務または毎日、解除可能性を評価する。
4. できる限り早期解除に向けた取り組みを行う。

第4節 契約時の説明

入院時またはサービス契約時に、身体的拘束最小化に関する施設方針を説明し理解を得る。

また、本人および家族の思い・希望を尊重し、安全と安心の両立を図りながらケアの方向性を共有する。

第4章 薬物療法の適正使用

第1節 基本方針

薬物療法は身体的拘束の代替として安易に使用してはならず、いわゆるケミカル・レス

トレイントを行わない。

なお、ケミカル・レストレイントとは、利用者・患者の行動を制限する目的で、向精神薬等を必要以上に使用することをいう。

第2節 適正使用の原則

1. 医学的根拠に基づき最小限の使用とする。
2. 過鎮静を回避する。
3. 多職種で評価およびモニタリングを行う。
4. 身体的拘束回避を目的とした不適切な投薬を行わない。

第3節 評価と見直し

1. 薬物療法の効果および副作用を定期的に評価する。
2. 必要性が低下した場合は減量または中止を検討する。
3. 身体的拘束と併用する場合は、その理由を記録する。

第5章 身体拘束最小化委員会の体制と役割

第1節 委員会の設置

当院は、身体的拘束最小化を推進するため、身体拘束最小化委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2節 委員会の役割

委員会は以下の役割を担う。

1. 身体的拘束および行動制限の実施状況の把握
2. 身体的拘束実施割合の集計・分析
3. 病棟巡回または病棟職員によるケース検討
4. 身体的拘束解除および代替策の助言
5. 好事例の収集および共有
6. 職員教育・研修の企画および実施
7. 改善策の立案・評価（PDCA サイクル）
8. 必要時に病棟ラウンドおよび個別症例への介入を行い、身体的拘束解除に向けた支援を実施する。

第3節 委員会の構成

委員会は以下の職種等で構成する。

医師
看護職員
臨床心理士
リハビリテーション職員
薬剤師
医療安全担当者
在宅部門職員 等

第4節 開催頻度

委員会は毎月1回開催する。
なお、必要時には随時開催する。

第6章 身体的拘束を行う場合の手順

第1節 実施手順

1. 医師を含む多職種カンファレンスの実施
2. 身体的拘束の方法、場所、時間帯、期間等の検討
3. 本人および家族への説明と同意取得
4. 医師の指示のもと実施
5. 実施中の観察・記録・再評価
6. 必要性がなくなった時点で速やかに解除

第2節 記録事項

身体的拘束を実施した場合は、院内統一様式を用いて以下を記録する。

実施理由（緊急やむを得ない理由）

三要件の評価内容

身体的拘束の種類

開始・終了時刻

医師指示内容

心身の状況

代替手段の実施内容

再評価および解除判断の経過

家族への説明内容

第7章 職員教育・研修

第1節 研修の目的

身体的拘束最小化および尊厳保持を重視したケアを推進する。

第2節 研修内容

身体的拘束最小化
尊厳保持
行動制限の最小化
身体的拘束の弊害
身体的拘束の代替手段
認知症ケアおよびせん妄対策
薬物療法の適正使用
好事例の共有

第3節 研修の種類

1. 全職員研修
毎年2回実施する。
2. 新卒者研修
毎年3～4月の新卒者研修期間に実施する。
3. 中途採用者研修
入職時に実施する。

なお、研修内容については身体拘束最小化委員会および教育委員会が検討・作成する。

第8章 実施状況の把握と改善

第1節 身体的拘束実施割合の把握

直近1か月の身体的拘束実施割合を集計し、委員会において分析する。
また、以下の指標について継続的に評価する。

身体的拘束実施率
行動制限件数
身体的拘束解除率
身体的拘束実施期間

第2節 改善策の検討

PDCA サイクルに基づき改善策を立案・実施し、その評価を行う。

第3節 病棟巡回・個別ケース検討

必要に応じて身体拘束最小化委員会または病棟職員が病棟巡回および個別ケース検討を行う。

第9章 指針の閲覧について

第1節 指針の公開

本指針は、各病棟ナースステーションへの備え付けを行い、患者等およびその家族が自由に閲覧できるようにする。

第2節 情報の提供

患者等およびその家族から本指針について説明を求められた場合は、身体拘束最小化委員会または病棟責任者が誠実に対応し、十分な理解を得られるよう努める。

第3節 ホームページ等への掲載

病院ホームページ等を通じ、本指針を広く公表する。

第10章 苦情・相談対応

第1節 相談窓口の設置

身体的拘束に関する相談・苦情に対応する窓口を設置する。

第2節 対応手順

1. 相談内容の確認
2. 関係部署との共有
3. 必要な改善策の検討
4. 再発防止策の実施

附則

第1節 施行日

本指針は、令和8年4月1日より施行する。

第2節 見直し

本指針は、法令改正、診療報酬改定、運用状況等を踏まえ、身体拘束最小化委員会が必要に応じて見直しを行うものとし、年1回以上の見直しを行う。